

議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

DX推進室 業務プロセス担当

議案名

議案第2号 桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」という。)の一部改正に伴い、法律の引用規定について、条文中の文言整理を行うものです。

概要

番号利用法の「別表第2」を廃止する改正に伴い、本条例中の引用規定について、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改めます。

※ 本改正は、法改正に伴う条例の文言整理であり、条例の内容に変更はありません。

(施行期日：番号利用法の一部を改正する法律の施行の日)

背景・経過

現行では、マイナンバーの利用が認められる事務は、番号利用法別表第2に規定されていますが、法改正により、これらの事務は主務省令に規定することで情報連携が可能となります。

法改正により、新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能となり、行政運営の効率化と迅速化が図られます。